

開 会 午後1時

---

○議長（飯島弘之） ただいまから、令和5年第3回札幌市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（飯島弘之） 出席議員数は、66人です。

---

○議長（飯島弘之） 本日の会議録署名議員としてこんどう和雄議員、國安政典議員を指名します。

---

○議長（飯島弘之） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（鈴木和弥） 報告いたします。  
勝木勇人議員、福士 勝議員は、所用のため、本日の会議を欠席する旨、それぞれ届出がございました。

また、笠松財政局長は、病気療養のため、本日の会議を欠席する旨、届出がございました。

過日、札幌市オンブズマンから、令和4年度札幌市オンブズマン活動状況報告書が提出されたので、各議員控室に配付いたしました。

また、市長から、法人の経営状況説明書、公立大学法人札幌市立大学2022事業年度の業務実績に関する評価結果、令和4年度札幌市内部統制評価報告書が、教育委員会教育長から、令和5年度教育委員会事務点検・評価報告書が、監査委員から、監査報告2件がそれぞれ提出されたので、各議員控室に配付いたしました。

本日の議事日程、陳情受理付託一覧表は、お手元に配付いたしております。

以上でございます。

---

○議長（飯島弘之） これより、議事に入ります。

日程第1、会期の件を議題といたします。

（伴 良隆議員「議長」と呼び、発言の許可を

求む）

○議長（飯島弘之） 伴 良隆議員。

○伴 良隆議員 会期設定の動議を提出いたします。

本定例会の会期を本日から10月31日までの42日間とすることを求める動議であります。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） ただいまの伴議会運営委員長の動議に対し、所定の賛成者がありますので、本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から10月31日までの42日間と決定されました。

---

○議長（飯島弘之） 次に、日程第2、議案第1号から第28号までの28件を一括議題といたします。

いずれも、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

秋元市長。

（秋元克広市長登壇）

○市長（秋元克広） ただいま上程をされました令和4年度決算を中心とする諸案件につきまして、逐次、提案の趣旨とその概要をご説明いたします。

私が引き続き札幌市政を担うこととなりましてから、5か月が経過いたしました。この間、さきの第2回定例市議会では、今後4年間の施政方針として、引き続き、誰もが安心して暮らし生涯現役として輝き続ける街、世界都市としての魅力と活力を創造し続ける街という二つの心豊かで明るい札幌の未来を描き、自然豊かで魅力にあふれるまちを持続可能な形で引き継いでいくため、六つのまちづくりに取り組んでいく決意を申し上げたところであります。

また、就任後、速やかに補正予算を編成し、私が市長選挙の中で市民の皆様とお約束いたしました事柄のうち、すぐに着手できる取組はもとより、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの推進に資する事業として、コロナ禍で落ち込んだ経済の活性化や脱炭素社会の実現に向けた取組など、早期に進めるべき事業についてスピード感を持って取り組んでまいりました。

さらに、このたび、任期中に取り組むまちづくりや行財政改革の取組を具体的にお示しする中期の実施計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023の素案を去る9月15日に公表したところです。今後、議会の皆様、市民の皆様からのご意見を広く伺いながら、よりよい計画となるよう努めてまいります。皆様におかれましては、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和4年度各会計決算につきまして、その概要をご説明いたします。

令和4年度は、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019の総仕上げとして、同プランに掲げた取組を柔軟かつ着実に実施するとともに、長期的な財政見通しを踏まえた中期財政フレームに基づき、将来世代に過度な負担を残さないよう配慮するとともに、ポストコロナや第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンを見据えた新たな成長を推進するため、三つのまちづくりを柱として、感染症の影響から市民を守り、社会経済活動の力強い回復を支えるまちづくり、子どもを生き育てやすく、誰もが安心して暮らせる、やさしいまちづくり、魅力と活力にあふれ、新しい時代に向かって成長を続けるまちづくりを掲げ、これらに沿った取組を中心に予算編成を行いました。

また、令和3年度の補正予算と一体的に編成する、いわゆる16か月予算とすることで、国による財政措置などを最大限活用し、様々な行政課題に切れ目なく取り組みました。

さらに、都合7回にわたる補正予算により、コ

ロナ禍における原油価格・物価高騰対策として、市民生活や事業者への支援を実施したほか、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むなど、社会情勢に応じた柔軟かつ機動的な対応に努めてまいりました。

また、各会計予算の執行に当たりましては、収入においては、常にその状況を把握し、増収に向けて鋭意努力するとともに、可能な限り早期収入に努め、支出においては、庁内や他団体との連携を図りながら、職員一人一人の創意工夫と努力による経費の節減と、効率的かつ合理的な執行に努めたところであります。

この結果、各会計とも、予算に計上した事業につきましては、三つのまちづくりの柱を中心に、ほぼ所期の目的を達成することができたと考えております。

本市の財政状況につきましては、地方交付税への依存度が依然として高く、また、義務的経費である社会保障関連経費や市債の償還費の伸びが見込まれるなど、今後も予断を許さない状況が続くことが予想されます。このような状況の中でも、市民のニーズを的確に把握し、満足度の高いサービスを提供し続けるとともに、限られた財源の中で選択と集中によりバランスの取れた行財政運営を行っていくため、アクションプラン2023の中でまちづくりと行財政改革の道筋をお示しし、私が描く未来の札幌の姿の実現に向けて全力を傾けてまいりたいと考えております。

次に、主要な事業の執行結果につきまして、三つの柱に沿いましてその概要をご説明いたします。

第1に、感染症の影響から市民を守り、社会経済活動の力強い回復を支えるまちづくりについてであります。

まず、新型コロナウイルス感染症のワクチンにつきましては、希望する全ての市民が適切な時期に接種を受けることができるよう、市内医療機関のほか、市有施設などにおける集団接種会場での

接種を実施いたしました。また、感染防止対策の徹底に向けた施策につきましては、高齢者施設や障がい者施設における感染拡大防止のための施設改修などへの支援や、学校や幼稚園、児童福祉施設などの各種施設における感染症対策備品の整備を行いました。

さらに、相談・検査・医療体制の確保に向けた施策につきましては、電話相談や患者搬送等の体制を確保し、全ての市民の命と暮らしを守る医療提供体制を構築いたしました。

次に、事業の継続と雇用の下支え、働き方の転換に向けた施策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けの融資制度を継続し、厳しい経営環境における事業者の資金繰りを支援いたしました。また、感染症の影響を受けた求職者を対象とした給付金付きの再就職支援を充実させたほか、中小企業等を対象としたテレワーク導入補助制度に専門家による支援メニューを追加いたしました。

次に、新しい社会経済活動の支援に向けた施策につきましては、市民が文化芸術に触れる機会を増やすため、文化芸術活動再開支援事業の拡充や、低料金コンサートの開催、美術館企画展等の観覧料への補助を実施したほか、公共交通の需要喚起と市民の外出機会の創出に向けて、路面電車の運賃無料デー実施に対する補助や、路線バス及びタクシーの需要喚起事業への支援を実施いたしました。

また、都心商店街に加盟する百貨店などの大規模商業施設や商店街が実施する販売促進事業への支援を行ったほか、都市型スノーリゾートとして世界的ブランド確立に向けた市内スキー場の魅力アップや冬季の観光コンテンツの造成に対する補助等を実施いたしました。

加えて、社会環境の変化に対応するために、新分野進出や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業に対する補助を実施いたしました。

次に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対

策に向けた施策につきましては、水道料金の基本料金に相当する額の減額を行うとともに、子育て世帯に対する特別給付金や低所得者世帯に対する支援給付金などの給付を実施したほか、食材費が値上がりする中においても給食費を据え置くなど、市民に対する支援を実施いたしました。また、事業者に対する支援として、食材費の価格高騰の影響を受けている高齢者施設、障がい者施設等を対象とした食材購入に係る費用に対する支援や、児童福祉施設等を対象とした光熱費の負担を軽減するための支援金の支給を行いました。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、市民の命や生活を守るとともに、事業の継続と雇用の下支えや働き方の転換、新しい社会経済活動への支援などにより、コロナ禍で落ち込んだ経済の活性化に向けたまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

第2に、子どもを生み育てやすく、誰もが安心して暮らせる、やさしいまちづくりについてであります。

まず、学び、育ちの環境整備に向けた施策につきましては、老朽化した小・中学校21校の改築等に取り組むとともに、改築する小学校では児童会館の合築を進めました。

加えて、増加する保育ニーズへの対応として、私立保育所などの施設整備により250人分の保育の受皿を確保いたしました。

また、小中一貫した教育のさらなる推進を図るため、令和5年4月に開校した札幌市立義務教育学校福移学園のほか、令和7年度に開校予定の定山溪地区新設義務教育学校及び令和9年度に開校予定の（仮称）真駒内地区義務教育学校について、開校に向けた準備を進めました。

次に、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた施策につきましては、妊娠に関する新たな専用相談窓口の開設に向けた検討等を進めたほか、ヤングケアラーの早期発見と支援につなげるための取組を新たに実施いたしました。

また、保育、幼児教育等の現場で働く方々の処遇改善に加え、児童養護施設等で働く方々の業務負担軽減や人材確保に向けた補助を新設したほか、学校現場の業務負担の軽減による学校教育の質の向上に向けて、令和5年4月から給食費を公会計化するためのシステムを構築いたしました。

次に、誰もが暮らしやすいまちづくりに向けた施策につきましては、福祉に関する困り事を複合的に抱える市民に対して組織横断的に支援する組織をモデル区である北区と東区に新設したほか、重度の障がい者等の就労を支援するため、通勤時や職場において障害福祉サービスと同等のサービスを提供いたしました。また、誰もが安心して快適に利用できるよう、地下鉄駅などの旅客施設や、物販、飲食店、診療所といった多くの市民が利用する民間施設におけるバリアフリー化を推進したほか、札幌市客引き行為等の防止に関する条例に基づき、客引き行為等への指導、勧告等を行う巡回指導員の配置等により、安全で安心なまちづくりに取り組みました。

次に、町内会の維持及び発展を図るため、札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例の施行に向けたシンポジウムや町内会加入促進イベントを開催したほか、町内会におけるデジタル活用を促進するための助成制度を新設するとともに、ごみステーション管理器材等を購入するための助成を拡充いたしました。

また、暮らしを支えるバス路線の維持のため、バス事業者に対する支援として、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した既存補助制度の時限的な拡充を継続したほか、除排雪については、雪堆積場の増強を行うとともに、気象予報や道路状況を見極めた排雪作業の前倒しや強化を行うことにより、シーズンを通じた良好な道路環境の維持に努めました。

今後とも、安心して子育てができ、全ての子どもが健やかに安心して生活できる環境を整え、未来の担い手が希望を抱いて自分を磨けるまちをつ

くるとともに、誰もが、長い間、健康で充実し、住み慣れた地域で自立した生活が送れ、不安なく健やかに暮らせるまちをつくることにより、優しいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

第3に、魅力と活力にあふれ、新しい時代に向かって成長を続けるまちづくりについてであります。

まず、産業人材の育成、創業支援、デジタル化の推進による経済の活性化に向けた施策につきましては、IT人材の育成や市内定着、中小企業のデジタル化を強力に推進したほか、札幌市立大学において、AIやITを活用した教育、研究及び地域貢献を推進するAITセンターを令和4年4月に開設いたしました。

また、創業支援を積極的に進めるため、女性や外国人に対する支援を新たに開始するなど、スタートアップ支援の体制を強化するとともに、スマートシティの推進に向けて、官民が保有するデータの流通を活性化させる基盤の運営や、様々な行政サービスの一元的な提供を目指すさっぽろ圏公式ポイントアプリの運用に取り組みました。

次に、札幌市の魅力発信と市民サービスの向上に向けた施策につきましては、札幌市制100周年を記念した式典や市民参加型イベントの開催などにより、札幌市の魅力を市内外に広く発信いたしました。

また、証明書コンビニ交付サービスの拡充に向けたシステム改修を行ったほか、これまで一部の区役所でモデル実施していた総合案内・おくやみ窓口を全区に拡大するなど、市民サービスのさらなる向上を図りました。

次に、将来を見据えた魅力あるまちのリニューアルとして、北海道新幹線札幌延伸を見据え、札幌駅交流拠点の先導プロジェクト街区である北5西1・西2街区の再開発に向けた都市計画決定や周辺関連工事等を進めるとともに、北4西3地区の再開発に係る基本設計への補助を実施いたしま

した。

また、都心部において再開発事業を促進し、都市機能の更新と民間投資の誘発を進めたほか、札幌ドーム活用のため、多様な規模のイベントへの対応を可能とする改修工事を実施するとともに、札幌ドーム周辺地域のスポーツ交流拠点としての在り方の検討を行うなど、地域交流拠点及び高次機能交流拠点の機能向上に取り組みました。

次に、冬季オリンピック・パラリンピック招致につきましては、招致機運の醸成を推進するとともに、I O Cとの協議や市民との対話を通して得られた意見等を反映した大会概要案の更新版を公表いたしました。

また、水素エネルギーを活用したモデル街区の整備や市有施設への再生可能エネルギー100%電力の導入などにより、まちの未来を守るゼロカーボンの取組を推進いたしました。

今後とも、札幌の経済を牽引する産業や人材を育成するとともに、札幌を国内外から人が集まる世界的観光都市とすることにより、経済が活性化し、社会が潤うまちをつくり、また、脱炭素社会の実現やまちの拠点となるエリアの整備、スポーツによるまちづくりなどにより、世界を引きつける魅力的なまちをつくってまいります。そして、これらを通じて、新しい時代に向かって成長を続けるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、令和4年度各会計の事業執行の概要についてご説明いたしました。議案第1号から第7号までの各会計決算につきましては、決算書のほかに歳入歳出決算事項別明細書、決算説明書、その他の決算に関する書類及び監査委員審査意見書を添付しておりますので、詳細につきましては、これらを対照、検討の上、ご認定をいただきたいと思います。

また、議案第6号及び第7号には、剰余金の処分案が含まれておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上で、各会計決算の説明を終わります。次に、補正予算、その他の諸案件の説明に入らせていただきたいと思います。

初めに、議案第8号は、令和5年度札幌市一般会計補正予算であります。

補正の第1は、新たに北海道からの補助金の見通しを得たものであります。

これは、国から承認を受けている不妊治療の医療費及び交通費の一部を助成するための経費を追加するものであります。

補正の第2は、年度内に新たに予算措置の必要が生じたものであります。

これは、令和6年2月に開催予定の2024F I Sパラ・アルペンスキーワールドカップ札幌大会に対する補助を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護サービス事業所等に対し、業務の継続や感染症対策の強化のために必要となる経費に対する補助を行うほか、円山動物園の類人猿館の改築工事における物価変動に伴うインフレスライドに対応する経費を追加するものであります。

以上によりまず一般会計歳入歳出予算の補正総額は24億2,300万円となり、この財源といたしましては、道支出金等の特定財源23億6,429万8,000円を充て、差引き5,870万2,000円の一般財源につきましては繰越金を充てるものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。清掃車両6台の購入について、入札の不調により年度内の執行が困難と予想されることから、事業費の一部を翌年度に繰り越すために設定するものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。教育文化会館の改修工事における物価変動に伴うインフレスライドへの対応などのため、令和6年度における限度額を変更するものであります。

議案第9号 令和5年度札幌市介護保険会計補正予算は、過年度に交付された国庫支出金及び道支出金のうち、超過受領した分に係る返還金を追

加するものであります。

議案第10号 令和5年度札幌市公債会計補正予算は、先ほどご説明いたしました一般会計の補正に伴う市債の整理を行うものであります。

議案第11号 令和5年度札幌市病院事業会計補正予算は、公立病院としての機能強化の在り方に関する基本的な構想を策定するとともに、これと密接に関連する次期中期経営計画を策定するに当たり、必要となる経費について債務負担行為を設定するものであります。

議案第12号 令和5年度札幌市軌道整備事業会計補正予算は、国土交通省が定める積算基準の改定に伴い、工事予定価格が増加したことから、路面電車活用推進事業に係る債務負担行為の限度額を増額するものであります。

議案第13号は、札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案であります。

これは、個人番号を利用することができる事務に子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の実施に関する事務を新たに加えるとともに、これらの事務の実施に当たり、他の事務の処理のために保有する特定個人情報を利用できるようにするものであります。

議案第14号 札幌市印鑑条例の一部を改正する条例案は、証明書等をコンビニエンスストア等の端末機により交付するサービスについて、これまでの個人番号カードの活用による交付に加え、スマートフォンの活用による交付を新たに開始するに当たり、印鑑登録証明書の新たな交付申請の方法を定めるものであります。

議案第15号 札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案は、旅館業法の一部改正により、保健所設置市の市長等の承認によって旅館業の譲渡が可能になったことに伴い、当該承認の申請に係る手数料の額を定める改正等を行うものであります。

議案第16号 札幌市営住宅条例の一部を改正す

る条例案は、借り上げ市営住宅1団地の用途廃止を行うものであります。

議案第17号から第20号までは、いずれも工事請負契約締結の件であります。

これらは、(仮称)第二児童相談所の新築、定山溪地区新設義務教育学校の新築等並びに明園小学校及び登寒中学校の改築等に係る工事の請負契約につきまして、一般競争入札により各議案記載の請負業者が契約の相手方となりましたので、このたび、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

議案第21号は、工事請負変更契約締結の件であります。

これは、北都中学校の改修工事について、工事の内容を変更し、契約金額を増額する請負変更契約を締結しようとするものであり、増額後の契約金額が札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例に定める金額に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号及び第23号は、いずれも訴えの提起の件でありまして、本市が貸し付けた住宅新築資金及び宅地取得資金について、これらを滞納した者の連帯保証人らに対し、償還するよう催告を行いました。相手方は全く応じておらず、任意の償還を期待することができない状況にありますことから、訴えを提起するものであります。

議案第24号は、損害賠償及び和解に関する件であります。

これは、令和5年4月に起きた道路上の事故につきまして、本市が管理する道路の安全性を欠いていたことから、被害に遭われた事業者と示談交渉を行ってきたところ、このたび、損害賠償の額について和解のめどが立ちましたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号は、令和5年度札幌市一般会計補正予算であります。

これは、先日素案を公表いたしました第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン

2023における計画事業のうち、早期に事業着手する必要のあるものについて必要な経費を追加するものでありまして、市立の小・中学校や高校などの保健室へのルームエアコンの設置等を行うとともに、後ほどご説明いたします子ども医療費助成の拡充に伴い必要となるシステム改修を行うほか、令和6年4月に予定しているオンライン結婚支援センターの開設に向けた準備及びA Iマッチングシステムの構築をするための経費を追加するものであります。

これによります一般会計歳入歳出予算の補正総額は3億3,800万円となり、この財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,656万円を含む国庫支出金2億1,606万円を充て、差引き1億2,194万円の一般財源につきましては繰越金を充てるものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。重度心身障がい者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成を拡充することに伴うシステムの改修、オンライン結婚支援センターの運営並びにA Iマッチングシステムの運用について、契約を早期に締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

議案第28号は、札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案であります。

現行の制度においては、小学生以下の子どもの医療費及び中学生の子どもの通院以外に係る医療費についてそれぞれ助成を行っているところでありますが、市民の皆様がより安心して子育てができるよう支援するため、制度の拡充を行うものであります。

具体的には、令和6年4月から、中学生の子どもについて、通院に係る医療費を助成対象に加えるとともに、入院に係る医療費のうち、住民税課税世帯の助成内容を拡充し、これらの医療費に係る自己負担額を初診時一部負担金のみとするものであります。また、令和7年4月からは、高校生

の子どもについても、通院、入院及び指定訪問看護に係る医療費を助成対象に加えるとともに、自己負担額を通院及び入院にあつては初診時一部負担金のみと、指定訪問看護にあつては医療費の1割とするものであります。

このほかの議案につきましては、いずれも議案末尾に記載の理由によりご了解いただけるものと存じますので、説明を省略させていただきます。

なお、報告第1号及び第2号は、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び各公営企業資金不足比率に関する報告であり、報告第3号から第5号までは、市営住宅に係る調停、本市の業務に関して発生した事故に係る損害賠償及び和解並びに工事請負契約の金額変更に関する専決処分の報告であります。

以上で、ただいま上程をされました各案件についての説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（飯島弘之） お諮りします。

ただいま説明のありました議案28件のうち、議案第1号から第16号まで、第22号から第28号までの23件につきましては、議事の都合上、その議事を延期することとし、議案第17号から第21号までの5件につきましては、これよりその議事を続行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

これより、議案5件に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終了いたします。

（伴 良隆議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

○議長（飯島弘之） 伴 良隆議員。

○伴 良隆議員 委員会付託の動議を提出いたします。

ただいま議題とされております議案5件を財政市民委員会に付託することを求める動議でありま

す。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） ただいまの伴議会運営委員長の動議に対し、所定の賛成者がありますので、本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題とされている議案5件は、財政市民委員会に付託されました。

---

○議長（飯島弘之） ここで、報告いたします。

本日、太田秀子議員から、会議規則第62条第1項の規定による文書質問が提出されました。

理事者におかれましては、9月26日までに答弁書を提出されるよう求めます。

---

○議長（飯島弘之） お諮りいたします。

本日の会議はこれで終了し、明日9月21日から25日までは議案調査等のため休会とし、9月26日午後1時に再開したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

---

○議長（飯島弘之） 本日は、これで散会いたします。

---

散 会 午後1時32分